

た ぶ ん か きょうせいしゃかい じつげん む
多文化共生社会の実現に向けて

だい き た ぶ ん か きょうせい かい ぎ ちゅうかん ほう かく
第 1 期多文化共生会議中間報告

ねん がつ
2006年 5 月

た ぶ ん か きょうせい かい ぎ
多文化共生会議

はじめに

近年における外国人市民の増加と多様化に対応するため、大和市においても国際化へ向けてさまざまな取り組みが実施されてきました。大和市の各担当課では、多言語による行政サービス案内資料、文書等の翻訳などを進め外国人市民へ生活情報の周知を図り、市内小・中学校においては、国際教室を設置し、母国語で対応できる教育相談員や日本語指導員の活用を通じて、外国籍児童・生徒への指導を行ってきました。

一方、短期労働の機会を捉えて来日した外国人の多くは、日本において生活の基盤を確立し、長期に定住する傾向へと意識を変化させてきています。

このように外国人市民が数多く居住するようになった地域社会においては、これまでの一時避難的な施策ではもはや対応が十分でないことはいうまでもありません。日本人市民と外国人市民が共生していくためには、国籍の違いを乗り越え、お互いの文化、生活習慣を尊重することが重要です。

会議では、在住外国人が単に行政サービスの「受け手」ではなく、日本人市民とともに、日常レベル、地域レベルでの情報、意識を共有し、共に考え、行動することが大切であると考え、私たちが日頃感じている問題点や疑問点を出し合いました。17に分類したこれらの問題点の中で、外国人市民への情報提供、また、市内の学校に通う外国籍児童、生徒に対する支援に関する意見が最も多かったことから、これらの最優先課題に取り組むため社会生活部会と教育文化部会の2部会を設置し協議を重ねてきました。この中間報告には、具体的な提案事項も盛り込んでおりますので、市の施策へ反映していただけるよう強く希望するものです。

私たちの草の根的な活動が市民ひとりひとりの意識を呼び起こし、行政と市民が協働して多文化共生社会実現のために、2006年度も最終提言の取りまとめに向けて、検討を続けてまいります。

「多文化共生社会」とは

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会」

2006年5月

多文化共生会議

委員長 楠 デ モンティエル ルミコ

第1期(財)大和市国際化協会多文化共生会議委員名簿

(順不同)

	氏名	出身国	備考
1	楠 デ モンティエル ルミコ	パラグアイ	委員長 ・ 教育文化部会
2	わたなべ みつこ 渡辺 美津子	日本	副委員長 ・ 教育文化部会
3	かたよせ かつえ 片寄 勝恵	日本	教育文化部会 部会長
4	ほんだ かおり 本多 香織	日本	教育文化部会 副部会長
5	いとう たかこ 伊藤 尚子	日本	教育文化部会
6	おくつ 奥津ネルリタ	フィリピン	教育文化部会
7	ただだまりこ 武田真理子	日本	教育文化部会
8	ちん めい 陳 明	中国	教育文化部会
9	つづみ なな 鼓 奈々	カンボジア	教育文化部会
10	ま とくかい 馬 徳懐	中国	副委員長 ・ 社会生活部会 部会長
11	たのい サイナ 田野井 サイナ	中国	社会生活部会 副部会長
12	いしま 石間フォルデリサ	フィリピン	社会生活部会
13	おんち としこ 恩智 敏子	ペルー	社会生活部会
14	かわばた まさあき 川端 昌昭	日本	社会生活部会
15	むらかみ のりこ 村上 紀子	日本	社会生活部会
16	よした まさみ 吉田 正美	日本	社会生活部会
17	ひが スサナ 比嘉 スサナ	アルゼンチン	

目次

多文化共生会議の概要

会議目的	1
進め方	1
使用言語	1
委員の任期	1
会議開催経過	2
会議の発足および経緯	2

報告

社会生活部会	4
教育文化部会	5

提言

社会生活部会	10
教育文化部会	11

資料

問題点・疑問点リスト(区分別)	13
学校訪問に際しての質問用紙	17
外国籍県民がながわ会議第3期最終提言からの抜粋	18
外国人登録法からの抜粋	19
大和市の多言語情報	20

【多文化共生会議の概要】

1. 会議目的

日本人市民と外国人市民が同じ地域に暮らす住民として、共存、共生できる地域づくりの指針、方向性を示す

定住化が進む外国人に対し、地域社会に適応していくために、彼らの意見を聞き、行政に反映させる土台づくりとする

日本人市民と外国人市民が同じ大和市民であるという意識を共有する場とする

2. 進め方

・外国人市民及び日本人市民をメンバーとした、共生社会に向けた検討会議を組織し、話し合いを行う

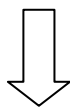
・「多文化共生社会の実現」に向けた多くの課題を抽出。【日本人市民の求めていること、外国人市民が求めていること、同じ地域の住民としてしなくてはならないこと】

・問題・課題を整理し、テーマを絞り込む

・今後、取り組むべき、事業・施策を検討

・国際化協会の事業の展開に反映

・大和市の国際化推進担当部署へ意見を提出 行政への提言



日本人市民と外国人市民が同じ地域に在住する市民としての施策の構築を目指す。

「多文化共生社会の実現」に向けた施策の総合化・体系化を目指す。

3. 使用言語

会議の進行は、日本語で行う

4. 委員の任期

2005年2月27日から2006年3月31日（2007年3月31日まで延長予定）

5. 会議開催経過

回数	開催日	会議内容
第1回	2005年 2月27日(日)	会議趣旨、市外国人市民施策の現状等の説明他
第2回	4月24日(日)	前回会議からの質問に対する回答(外国人登録者数内訳、外国人に対する行政サービスの現状)、本会議に望むもの(各委員の思い)意見交換他
第3回	5月28日(土)	課題、疑問点の抽出他
第4回	6月26日(日)	課題、疑問点に関する意見交換とテーマ別課題の整理
第5回	7月16日(土)	全課題の整理と分類
第6回	10月15日(土)	最重要課題の決定、部会の編成(教育文化部会、社会生活部会)他
第7回	11月27日(日)	委員任期について、各部会での協議他
*	12月9日(金)	教育文化部会、市内小中学校11校の学校訪問開始から
*	12月10日(土)	外国籍県民かながわ会議意見交換会へ委員3名出席
第8回	12月17日(土)	各部会協議、外国籍県民かながわ会議意見交換会の報告他
第9回	2006年 1月22日(日)	大和市実施計画策定に関する参考資料の説明、各部会協議他
第10回	2月18日(土)	中間報告書作成案、各部会協議他
*	2月24日(金)	教育文化部会協議
*	3月10日(金)	社会生活部会協議
*	3月14日(火)	教育文化部会協議
第11回	3月19日(日)	中間報告書(案)内容確認、各部会協議他
第12回	4月20日(日)	中間報告書(案)内容確認、各部会協議他

6. 会議の発足および経緯

2005年2月、(財)大和市国際化協会の公募に応じた日本人市民8名および外国人市民9名、計17名で組織する多文化共生会議が発足した。

以来、2006年4月までの間に12回の会議を開催し日本人市民と外国人市民が相互理解を深め、共生できる地域社会づくりを進めるためには、なにが問題なのか、何が必要なのか、話し合いを進めてきた。

会議では、多文化共生や大和市の国際化の状況について学習した後、グループワークを行い、各委員が多文化共生社会の構築のために必要だと考えることを自由にあげ、問題を共有した。

次に、グループワークで出された144の課題を、17のカテゴリーに分け、この会としては、まずそのうちの6項目を課題として取り上げることを決めた。(資料1参照)

17のカテゴリーと今回取り上げた6項目(太字)

教育・学校、言葉、地域・自治会等 情報交換の場、政治・行政、医療・健康、

システム、^{がいこくじんとうろく}外国人登録、^{ほけんねんきん}保険・年金、^{しゅうかん}習慣、^{しゅうろう}就労、^{しえんきかん}支援機関、^{こそだしえん}子育て支援、
^{ぶんかてきしえん}文化的支援、^{とらぶる}トラブル、^{にほんじんしみん}日本人市民の意識、^{にちじょうせいかつ}日常生活に関する法律

^{わたし}私たちは、これらの6つ課題を2つの部会(^{しゃかいせいかつぶかい}社会生活部会、^{きょういぶんかぶかい}教育文化部会)に分かれて担当し、
2005年10月の第6回会議から6ヵ月間、^{ぎょうぎ}協議、^{ちようさ}調査を続けてきた。

【報 告】

1. 社会生活部会

一つの地域社会において、多様な文化が、同化することなく存在することは、地域の豊かさにつながる。6,500名を超える在任外国人を抱え、県内でも有数の外国人集住地域である大和市において、国籍や民族のちがいが、その文化をお互いに認め、理解し合いながら対等な関係を築き上げていくこと、つまり多文化共生社会の実現は、早期に取り組まなければならない大きな課題となっている。

(1) 経緯

全体会議の中で出された17の問題点・疑問点カテゴリーのうち、社会生活部会で取り組んだのは「地域・自治会等」、「情報提供の場」、「支援機関(悩み・相談窓口)」、「子育て支援」の4つであった。

当部会では、まず外国人市民にとって、上記の4つの課題を解決するための、理想的な支援の形を探ることで、その解決方法を見いだそうと協議を進めてきた。現在、私たちの生活の身近にある、解決の必要性が高いと考える3つのテーマについて、「外国人市民の自立につながる手助け」を支援のあるべき形と捉え、議論を続けている。

社会生活部会の3つのテーマ

- 外国人市民への情報提供システムの確立
- 外国人市民および外国人市民にかかわる総合情報窓口の充実
- 外国人市民が地域住民とコミュニケーションを図ることのできる環境整備

(2) 内容

1 外国人市民への情報提供システムの確立

いつでもどこでも、必要なときに正確な行政・生活情報が入手できることは、地域で生活する私たち市民の権利である。

大和市は、生活に密着した行政情報を多言語で作成しているが、実際にそれらの資料を活用する外国人市民の手元には届いていないことが多い。また、日本語が十分に理解できない外国人市民の中には、同じ母国語を話す友人や知人から情報を入手することが多いようであるが、「口コミ」などでは情報が正しく伝わらないことが考えられる。

このような課題を解消するために、必要とされている情報をどのように伝えていけばいい

のか検討することが求められている。

具体的な課題として考えられることに、「行政ルールが変わったときの情報の更新方法や周知方法」、「活字に触れない外国人市民のための情報提供方法」、「インターネットなど、紙媒体以外の情報提供方法」などがあげられる。

2 外国人市民及び外国人市民にかかわる総合情報窓口の充実

外国人市民から、「困ったときにどこへ相談すればいいのかわからない」、「外国人であるということで窓口をたらい回しにされる」といったことから、総合的な相談窓口の設置を求める声が聞かれる。しかし、さまざまな相談内容に対応するための知識と十分な語学力が求められる相談員の配置には慎重な準備をする必要がある。

以上のことから、現在大和市にある通訳員窓口（財団法人大和市国際化協会が設置）の機能を総合情報窓口としてさらに充実させるために PR の協力を行うとともに、市役所職員の「多文化共生」への理解を促進し、外国人市民にもわかりやすい窓口対応を求めていく。

3 外国人市民が地域住民とコミュニケーションを図ることのできる環境整備

多文化共生をすすめるにあたって、地域住民の理解を欠かすことはできない。

コミュニケーションの不足が招く誤解や、文化のちがいによる相互理解の困難さを超えて、外国人市民が地域の一員として、その持てる力を発揮できるような環境整備が求められている。

2. 教育文化部会

外国人が1市民として、地域の中に溶け込みながら生活してゆくためには地域の人々と国籍や民族の違いやその文化をお互いに認め、理解し合いながら対等な関係を築き上げていくことが大切である。そのような関係を築き上げていくためには、日本人にとっても外国人にとっても生活の基盤がしっかりしていることが必要である。生活の基盤がしっかりしているというのは、経済的（仕事）、社会的（教育・人間関係）、身体的（健康）な面で不安がないということではないだろうか。

多文化共生会議を進めていく中で、比較的国際化が進んでいると思われる大和市においても外国人が生活していく上で、生活基盤に関わる不安がまだまだ多いことがわかった。特に言葉や教育、文化の違いなどから生じる問題が彼らの生活の基盤に大きく影響していることが伺えた。

(1) 経緯

教育文化部会では全体会議で出された問題点、疑問点(資料 参照)の「教育・学校」「言葉」にかかわる分野を担当した。外国人委員からは自分の子どもの教育を通しての経験や、地域や職場での言葉の問題などが、また日本人委員からは学校や地域での外国人との交流経験、日本語指導の活動経験などが出された。

そこから問題を大きく以下の4つの項目に分けた。

- 1 外国籍児童生徒への指導等の充実
- 2 学校内での児童生徒同士、教師と外国籍児童生徒・保護者および保護者間の相互理解の促進
- 3 外国人保護者の学校教育理解の促進
- 4 外国人の日本語学習を図るための環境整備

4つの項目のうち、1から3は主に学校教育分野での問題でもあるため、実際に外国籍児童生徒がどのような形で日々の教育を受けているのか、担当教員の係わり方、学校全体としての取り組みについて、学校を訪問し話を聞いた。(資料2 参照) 訪問後、多文化共生会議において報告しあい、実際の教育現場から見てきたことについて問題点を整理し、どのような支援ができるのか、どのような対応が考えられるのか話し合った。したがって、今回の中間報告は上記1を中心に、外国籍児童生徒への指導等の充実をテーマとし提言をまとめた。

(2) 大和市の外国籍児童生徒数・国際教室の現状

1) 外国籍児童生徒数と国際教室設置校数

- ・市内全体では、341名の外国籍児童生徒が在籍し、国籍は18カ国に及んでいる。学校により外国籍児童生徒数にはばらつきがあり、最多では小学校91名・中学校22名、最少では小学校1名・中学校3名となっている(2005年大和市教育局教育委員会)。
- ・大和市教育局教育委員会によれば、外国籍で日本語指導の必要な児童生徒が1校に5名以上在籍すると国際教室が設置されることになっているが、国際結婚をしている家庭の子どもの場合には国籍が日本であることが多く、日本語が不十分であっても国際教室に在籍できる対象にはならない。

	学校数	国際教室設置校数	外国籍児童生徒数
小学校	19	5	245
中学校	9	5	96
合計	28校	10校	341名

(2005年11月末現在)

2) 日本語指導員・教育相談員数と活動内容

- ・日本語指導員は、主として国際教室設置校に派遣されるが、要請があれば国際

教室が設置されていない学校へ派遣されることもある。

- 教育相談員は母国語を使つての指導が必要な時に学校からの要請によってされる。

市教育委員会よりの派遣	人数	活動内容
日本語指導員	4名	日本語指導 学習・学校生活支援など
外国人児童生徒 教育相談員	18名 (8カ国語)	相談や学習・学校生活支援 担任と児童生徒・保護者間の通訳 テスト時の問題の通訳

3) 国際教室の訪問から見てきたこと

(財)大和市国際化協会職員と委員1～3名で手分けをし市内小中学校11校を訪問し、授業の様子を見学したり、担当教員や日本語指導員から教室の様子について話を聞いた(国際教室設置校:小学校5校、中学校5校と非設置校(小学校)1校。2005年12月から2006年1月にかけて実施)。外国籍児童生徒の在籍数や、担当教員の国際教室の経験年数などにより、各学校ともそれぞれに特色はあるが、共通に抱えている課題も多い。訪問で得たことを以下のようにまとめた。

学習面について

- 国際教室担当教員は受け持つ児童生徒の国籍や学年がばらばらなので指導が大変と思われるが、ひとり一人に合った教材を見つけ、興味を持って学習できるように工夫して指導に当たっていた。学力も学年も違うため一斉指導は難しい。個別の指導を中心に行っているところが多い。そのため在籍児童生徒が多いと一人にかかる時間が少なくなり十分な学習指導ができにくい。
- 国際教室担当教員は教科指導の専門だが、必ずしも日本語指導の資格を持っているとは限らないので、その指導には自分なりの工夫や研究で当たっている。
- 小学校の低学年から国際教室で学習してきた児童生徒は、日本語の読み書きができるようになるので中学校に進学しても学習に適応しやすいが、小学校高学年や中学校で編入してきた児童生徒は日本語の理解が不十分で、かなりの時間の個別指導が必要であるが、その時間が保障されていない。ますます学習の理解が遅れ、不登校や学校不適応につながることもある。
- 日本語が不十分のために学習理解も遅れ、希望する進路については難しいことが多い。特に全日制の普通高校への進学はかなり難しい。その前に意欲をなくし、あきらめてしまう子もいる。
- 日本語指導員や教育相談員が学校の要請により支援をしているが、派遣回数

限られているため、十分な指導ができない。週 1 ~ 2 回の指導ではなかなか効果があげにくい。

- ある中学校では大学生や市民がボランティアとして放課後週数回来校し、学習支援を行っている。学習効果も上がり生徒にも好評である。

生活面について

- 小学校の国際教室に在籍した経験のある生徒は中学校に進学してもまわり
に溶け込め、周りの生徒も自然な気持ちで受け入れていることが多い。保護者
も児童生徒も自然な感じで交流が行われている。その反面、学力不振や
日本語が不自由なために引っ込み思案になったり、意欲をなくしたりする
児童生徒がいる。ストレスから身体に症状が出る子もいる。
- 文化の違いから言葉や感情の行き違いでクラスの児童生徒とトラブルになる
こともありクラス担任が間に入って解決することもある。
- 保護者が教育に対し関心がなかったり、日本の教育制度を理解していないこ
とで、担任との間に誤解が生じることがある。
- 外国人であることを特別視されたくない、国際教室での指導を嫌がる
保護者・児童生徒がいる反面、国際教室に行くとき気持ちが落ち着くという児童
生徒もいる。

その他

- 両親の国際結婚などにより日本国籍ではあるが日本語が不自由な児童生徒も
増えている。そのような児童生徒や、国際教室がないために日本語指導が受け
られない外国籍児童生徒もいる。
- 母国の文化や言葉を学ぶ場がないためアイデンティティの面で問題が生じて
くる場合もある。教育相談員による母国語の指導を行っている学校もあるが、
回数は少ない。

以上、各学校を訪問して外国籍児童生徒の置かれている現状についておおよその
様子を知ることができた。日本語が不十分なために、学習についていけない。希望す
る進路に進むのはなかなか難しく、途中で学習意欲や将来に対する夢や希望をあきら
めてしまうといった児童生徒が少なからずいるということは大変気になることであ
る。学校という将来の自立のための基礎を身につける場で十分な学力保障をしてい
くことが望まれる。しかも子どもの成長は待たなしである。日々心身ともに大きく
成長していくこの時点で、今必要なことは、今何とかがしたい。

もちろんどの学校も現在置かれているそれぞれの状況のなかで精一杯工夫し、熱心
に取り組んでいることが伝わってくる。それだけに学校だけではどうすることもでき
ない人的な不足や情報提供などの面で、行政や市民サイドで支援できることはな
いか考え、そのための提言をしたい。

【提 言】

社会生活部会からの提言

1 市民への情報提供システムの確立

提言 1

外国人登録窓口において、市で作られている多言語情報を1つにまとめて配布する。

<理由・背景>

生活習慣の違う国から来日した外国人にとって、情報は生活の質を左右することになりかねない重要な要素である。

また、地域の情報を提供することは、地域のルールを周知することにつながり、日本人市民と外国人市民の共生を進める第一歩となる。外国人登録窓口での地域情報の提供は、神奈川県が設置している「外国籍県民かながわ会議」の、第3期提言(2004年10月)にも盛り込まれているにもかかわらず(資料3参照)、大和市においては、外国人登録窓口において、外国人市民に系統だった資料の提供がなされていない。

日本に引き続き90日以上滞在する外国人は、居住する市区町村の窓口において外国人登録を申請することが、外国人登録法で義務づけられている(資料4参照)。

外国人市民にとって大和市への入り口である外国人登録窓口において、有効な情報を直接受け取ることで、大和市で生活する上での不安を解消することができる。

現在大和市では、多くの生活情報資料が多言語化(資料5参照)されている。まずは現在ある多言語情報資料(国、県が発行するものを含む)を一つにまとめ、外国人登録窓口で外国人市民に手渡すことを提言する。そしてこれを契機として、広く市民の意見を取り入れ、より有効な資料の作成と配布方法を模索していくことを望む。一刻も早い外国人登録窓口での情報提供体制の整備が求められている。

教育文化部会からの提言

1 外国籍児童生徒への指導等の充実について

提言 1

国際教室担当教員を増員する（設置条件の緩和）

<理由・背景>

現在、市教育委員会では、市内小中学校一校あたりに日本語指導を要す外国籍児童生徒が5名以上在籍する場合、国際教室を設置し、担当教員1名を配置する措置をとっているが、児童生徒数20名までにに対し担当教員が1名である現状では、学年、学力、文化的背景が異なる児童生徒の個々のニーズに対応することは難しい。指導の充実を図るためには、国際教室担当教員数を増やす必要がある。国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童生徒数要件の緩和を市教育委員会へ要望するとともに、県から市教育委員会への補助を充実することも要望する。

提言 2

日本語指導員を増員し、各校への派遣回数を増やす

<理由・背景>

市教育委員会は4名の日本語指導員を市内の小中学校へ派遣し一校あたり週一回2時間、日本語指導の必要な外国籍児童生徒の指導にあわせているが、派遣回数、指導時間とも十分とはいえない。学校生活はもとより学習の基盤となる日本語力の早期定着が求められている外国籍児童生徒にとって日本語指導員が担う役割は非常に大きく、指導の充実が早急の課題である。

提言 3

担当教員の研修の機会や情報交換の場を設ける

<理由・背景>

外国籍児童生徒の指導にあたる担当教員、日本語指導員、ボランティアらの連携が十分と言えない。個々の児童生徒にあった指導方法の充実を図る上での研修や情報交換の場が必要である。

提言 4

日本語指導や教科学習についての情報センターを設ける

<理由・背景>

大和市には長年の実績を持つ国際教室がある。それらの教室の指導方法や実践記録などのノウハウを集約し、必要な担当教員や関係者にいつでも参考資料を提示できるシステムが必要である。その機能を情報センターが担い、またそれらを活用し実践の場で活動するボランティアの人材発掘、育成を進めていくための研修も実施していくことが必要である。

提言 5

学生や教職経験者などのボランティアによる学習支援を取り入れる

<理由・背景>

大和市にはかつてインドシナ難民受け入れ施設として大和定住促進センターがあった経緯から、ボランティアで難民の生活支援や日本語教室に携わってきた人達が多い。それらの人材の協力を得て外国籍児童生徒への学習支援を行い地域参加を進めていくことが必要である。

問題点・疑問点リスト(区分別)

「教育・学校」

- 1 外国籍児童・生徒で日本語に不自由している子ども達にもっとサポートが必要
- 2 子どもの教育---日本語の日常会話ができて、教科の授業が理解できない
- 3 外国籍生徒は日本語がわからないので高校進学が難しい
- 4 子ども達の就学のチャンスが少ない
- 5 外国人の子どもたちへの日本語指導
- 6 外国からの子どもたちへの個別の日本語指導をもっと長いスパンでするシステム
- 7 外国人の子ども達の教育に関して、学校場でボランティアなどが支援できないだろうか。学校側の要望などを出してもらってもいいのでは
- 8 学校内において外国人生徒・児童が自国の紹介をできる場を作ってあげる
- 9 母国の文化を子ども達が学ぶ場が少ない
- 10 学校の先生達にもっと外国の文化を学んでほしい
- 11 学校の教師のグローバル化対応ができていないのでは？
- 12 ホスト国として学校での児童、生徒への国際化教育の徹底
- 13 学校のたより、通知
- 14 学校からたくさんの通知などが届く。なんだか分からない、どれが大事な内容か分からない
- 15 配布物の内容、さまざまな規定など、理解がむずかしい
- 16 学校からのお知らせ、お手紙が多すぎる
- 17 学校の家庭訪問などで親は自分の意見、また子どもの学校生活を先生と話し合えるか(言語の問題)
- 18 学校の行事に外国の親の参加が少ない
- 19 外国出身の保護者を集めた座談会のようなものを開いてほしい
- 20 外国籍の日本生まれ二世、三世の母国語の教育は大変困難な状況。受け入れた行政は手伝う責任はあるのではないか
- 21 母国語での義務教育は受けられないのか？
- 22 学校(先生)とのコミュニケーションがうまくとれない
- 23 親が日本の生活になかなかたれないため、子どもたちの学校でのトラブルが多い。親に日本のシステムを伝える必要がある
- 24 外国人の子ども達が居る学校では、なぜ外国人の子どもが大和市に住んでいるのか？なぜ学校に通っているのかについて、他の児童生徒、教員に説明をした方がいいのか
- 25 幼稚園・小学校へ子どもが通っている両親(児童)へのサポートは？
- 26 学校のカリキュラムの見直しも必要

「言葉」

- 27 市役所内の案内板は、日本語のものだけでなくスペイン語、英語表記も必要
- 28 行政情報を多言語で十分に伝えることができない
- 29 外国人への案内---パンフレットの配布の仕方
- 30 公共機関・施設での言語表示
- 31 大和市の場合スペイン語を話す人が多いので、市の通訳員を増やす
- 32 通訳の拡充（HP、役所）
- 33 日本語教室の運営をサポートしてくれる行政の取り組みが必要（場所の確保など）
- 34 身近に日本語を学ぶ場が少ない
- 35 日本語の指導をボランティアに頼っている
- 36 日本語教室
- 37 日本事情を含めた日本語指導（成人、子ども）
- 38 日本語指導員の養成
- 39 日本語指導員の派遣（企業、学校）
- 40 日本語指導の場所の確保（学校などを利用？）
- 41 オースティンの外国人はどういうふうに日本語を自由に学べられる
- 42 地域日本語教室の実情：学習者の受け入れに条件があり、ある程度自由な時間のある人しか学べない。新規学習者を断っているところもあり、本当に学びたい時間、場所に通えない現状
- 43 日本語教室の多様化の必要性 テキストを使って初級の文法など1から学ぶ従来の形のみでなく、生活する上で本当に必要な（個々のニーズに合わせて）日本語を学べる場の提供
- 44 親と子の関係がうまくつけれない
- 45 日本語ができなくても生活できる？
- 46 日本語を覚える努力をしていない
- 47 親たちに仕事上にもどのように日本語が必要になってきているか
- 48 外国語教室
- 49 外国人、特に南米の人が日本語をもっと学んでくれるにはどうしたらよいのか？
- 50 いつか母国へ帰るかもしれないという気持ちで日本で生活しているため日本語習得もいまいかげんになりがち。指導するほうもどこまで対応していいのか迷う時間がある

「地域・自治会」

- 51 自治会に加入してほしい
- 52 自治会への参入
- 53 自治会への加入は強制すべきではない。宗教的の違いはあるし、あくまで任意団体。日本人は他人と違うことを極端に恐れているので加入しているのだから、参加したくて参加している人が100%ではない
- 54 外国人にもっと自治会の活動に参加してほしい

- 55 地区まつりに参加して家庭的な気持ちにさせてほしい 参加しにくい雰囲気
- 56 外国人市民も地域にとけ込めるよう地域の集まりを知ってもらい積極的に参加してもらおう
- 57 各自治会の組長の係がまわって来たとき言語、習慣が違う外国人はどうしているのか(自治会費、共同募金の集金)
- 58 自治会館の外国人向けの利用は可?
- 59 ゴミ問題 日本人にもルールを守らない人がいる 外国人もルールを守る人はたくさんいる 一部の外国人が守らないことで、「外国人みんながゴミのルールを守らない」という考え方が問題だと思えます。コミュニケーションが欠けているというより、しようとしていないかもしれません
- 60 勤務先、学校、自治会とのコンタクト

「情報交換の場」

- 61 登録外国人以外にも多く在住とのこと。もっと広く呼びかけ理解を相互に深めることはできないか。そのためには、できる限り在留外国人の個別把握が必要。たとえば企業、自治会、外国人同士の口コミなど
- 62 各種の情報がとれる場所(公共の場)
- 63 日本人の交流の場がほしい(公共)
- 64 料理教室以外の交流の場が少ない
- 65 経験者と新しい外国人との交流の場所の提供、運営
- 66 すぐそばのアパートに住んでいて外国人とはまったく会話をかわしていない
- 67 どのように外国人と交流を深めたらよいかかわからない
- 68 近所づきあいがない
- 69 商店、まちかどなど、外国人同士(2~3人)集まって話し合っているが、あれも公共の場がないからか?
- 70 言葉が通じないことで交流がむずかしい

「支援機関(悩み・相談窓口)」

- 71 外国人を支援する(団体の)ネットワークがない
- 72 外国人が気軽にいろいろなことを相談できる窓口
- 73 交流、相談、学習など、そこへ行けばなんとかなるという(センターのような)

場所

- があるといい
- 74 総合インフォメーション窓口
- 75 出身国グループのネットワーク
- 76 外国人への案内で、連絡先に電話をしても、その国の言葉で説明しているか?
- 77 日本にいる外国人はスペイン語とポルトガル語だけを話すのではありません。できれば通訳のかたがたもいろいろな言葉ができるのがいいと思う
- 78 国際化協会というのは市民の国際化を手伝うイメージが強い。外国人の相談より

「かけこみ寺^{でら}」というイメージはほとんどない。協会^{きょうかい}としてももう少し^{すこ}明確^{めいかく}に打ち出^だしてほしい(また別組織^{べつそしき}をつくるべし)

79 国際化^{こくさい}協会^{かきょうかい}は外国人^{がいこくじん}にとってたよりになる機関^{きかん}なのか

80 従来^{じゅうらい}の語学^{ごがく}、友愛交流^{ゆうあいこうりゅう}にまして、個別相談^{こべつそうだん}ができるシステム、さらにこれに基づ^{もと}いて日本人^{にほんじん}が交渉^{こうしょう}するなどの手助け^{てだす}もいる。(相談員^{そうだんいん}的なもの)

「子育て支援^{こそだしえん}」

81 小さい子ども^{ちいこ}を持つ母親^{ははおや}が孤立^{こりつ}しがちである。日本語教室^{にほんごきょうしつ}が受け入れてくれない。地域^{ちいき}子どもサークルなどの情報^{じょうほう}も届^{とど}かない(日本語^{にほんご}ができないので参加^{さんか}にととても消極^{しょうきよく}的^{てき})

82 地域^{ちいき}外国人^{がいこくじん}サポートスタッフ(巡回職員^{じゆんかいしよくいんとう}等) 必要^{ひつよう}ならば家庭訪問^{かていほうもん}などのシステムの構築^{こうちく} 交流^{こうりゅう}サロン、相談窓口^{そうだんまどぐち}、学校巡回^{がっこうじゆんかい}、学校^{がっこう}における文化交流^{ぶんかこうりゅう}授業^{じゆぎょう}のサポート^{たう}等

多文化共生会議教育文化部会 学校訪問に際しての質問用紙

訪問校： _____ 訪問日時： _____

担当教諭： _____

目的： 市内小・中学校に在籍する外国籍児童生徒および国際教室の現状を把握する

内容：

1. 国際教室運営の仕組みについて

国際教室の授業はいつあるのか

教室の構成員内容について

指導員：

児童生徒（国籍）：

指導方法について

指導スタイル： 個別 / グループ

教材：

母教室担任との連絡

全校における国際教室の位置づけ

国際教室と他の教室との交流の有無

父兄との連絡

2. 担当教諭と児童生徒それぞれの思い

外国籍県民かながわ会議

第3期最終提言(2004年10月提出)からの抜粋

(4) 社会生活部会からの提言

情報提供について

提言3 外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報(ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内など)をまとめた「ウェルカムキット」を提供する。

外国籍県民は、ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内の情報を必要としている。市町村によっては進んで詳細な情報を提供してくれるところもあれば、一つひとつ頼まなければ入手できないところもあり、対応は様々である。

日本に滞在している外国人は居住する市町村の窓口で外国人登録の申請をしなければならぬことが外国人登録法で定められている。

そこで、外国籍県民が必要とする情報を外国人登録時に提出することをシステム化することによって外国籍県民はそうした情報を確実に入手できるようになる。

なお、ウェルカムキットの作成にあたっては、まず最初にお試し版を作成して配布した後に、外国籍県民等の意見を踏まえながらより効果的なものに改善していく。

がいくじんとうろくほう 外国人登録法

ちゅうりやく
中略

しんきとうろく
(新規登録)

第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入ったとき(中略)はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸手続きを経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれ外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日以内にその居住地の市町村(中略)の長に対し次に掲げる書類及び写真を提出し登録の申請をしなければならない。

ちゅうりやく
中略

きょじゅうちへんこうとうろく
(居住地変更登録)

第八條 外国人は、居住地を変更した場合(同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合を除く。)には、新居住地に移転した日から十四日以内に、新居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

い か しょうりやく
以下省略

やまとし たげんごじょうほう ねん がつげんざい
大和市の多言語情報(2004年10月現在)

かんきょう かん
環境に関するもの

ごみの出し方の翻訳12カ国語	英語・タガログ語・中国語・ポルトガル語・ハン グル・スペイン語・ラオス語・カンボジア語・ベ トナム語・フランス語・ドイツ語・タイ語
資源の分け方翻訳7カ国	タイ語・英語・タガログ語・中国語・ポルトガル 語・ハングル・スペイン語
事業所用ごみ適正処理パンフレット翻訳 7カ国語	スペイン語・英語・中国語・ハングル・ベトナム 語・タイ語・ポルトガル語

じゅうたく かん
住宅に関するもの

公営住宅の案内翻訳	英語・スペイン語
-----------	----------

ぼうさい かんする
防災に関するもの

防災啓発パンフ翻訳 4カ国語	英語・中国語・ハングル・ポルトガル語
防災の手引き翻訳	英語・中国語・ハングル
簡単な防災のポイント翻訳 7カ国語	英語・ハングル・ベトナム語・ポルトガル語・ス 페인語・中国語・ラオス語

きょういく かん
教育に関するもの

児童ホーム入所案内翻訳	中国語・スペイン語・ベトナム語
小学校生活の手引き及び補助教材 「楽しい学校」作成	英語・ハングル・カンボジア・中国語・ベトナム 語・ポルトガル語・スペイン語・ラオス語

ふくし かん
福祉に関するもの

予防接種の翻訳 10カ国語	スペイン語・英語・中国語・タイ語・ラオス語・ カンボジア語・ハングル・タガログ語・ベトナム 語・ポルトガル語
検診実施医療機関名簿の翻訳 10カ国語	スペイン語・英語・中国語・タイ語・ラオス語・ カンボジア語・ハングル・タガログ語・ベトナム 語・ポルトガル語
乳幼児健康診査問診票の翻訳	スペイン語・ポルトガル語・英語
母子手帳の翻訳 7カ国語	スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・ 中国語・タイ語・英語・ハングル

生活ガイドブックの作成	英語・スペイン語
-------------	----------

へん しゅう たぶんかきょうせいかいぎ
編 集：多文化共生会議

ねん つき にち
2006年 5月 30日

ほつ こう さいだんほうじんやまとしこくさいかきょうかい
発 行：財団法人大和市国際化協会

〒242-0018 やまとしふかみにし
大和市深見西 8 - 6 - 1 2

しやくしよぶんちようしゃ かい
市役所分庁舎 1階

TEL 046-260-5126 FAX 046-260-5127

URL: <http://www.yamato-kokusai.or.jp>